

## 天理高等学校第二部 携帯電話・スマートフォン等に関する規則

### 1. (趣旨)

この規則は、携帯電話・スマートフォン等（以下「携帯電話等」）の所持・使用等について定める。

### 2. (定義)

- ①この規則において「携帯電話等」とは、携帯電話会社等との通話契約を有する携帯電話、及び、スマートフォンを指し、その他の通信機器・通信端末は除く。
- ②所持が可能な携帯電話等については、保護者の管理・監督のもとに所持することを基本とする観点から、フィルタリング契約がなされ、単体で通話可能な端末一台に限る。

### 3. (許可)

- ①携帯電話等を所持する際には、本人、及び、保護者から「携帯電話等所持許可願」及び「誓約書」に必要事項を記入し、学校へ提出することとし、「携帯電話等所持許可証」の発行をもって、一人一台に限り所持を認めることとする。
- ②「携帯電話等所持許可証」は、常に携行することとし、指示があれば速やかに提示する。
- ③携帯電話等の許可は、年度ごとに更新することとし、2年目以降は、「携帯電話等所持許可更新願」を提出する。
- ④電話番号に変更があった場合は、速やかに「電話番号変更届」を提出する。

### 4. (使用)

- ①携帯電話等の使用に際しては、二部生の本分であるつとめや学業に支障をきたさないことを大前提とし、法令や学校・学寮のルールを遵守して使用し、情報モラル・ネットリテラシーの向上に努めること。
- ②学校内、及び、学校教育活動中は、特に指示があった場合を除き、所持・携行・使用を禁止する。学校教育活動中とは、登下校・学校行事・部活動等、学校の管理下でおこなわれる活動全般をいう。
- ③指示を受けて携帯電話等を学校へ持ち込む際は、担当教員の指示があるまで電源を切りカバンにしまっておく（勤務中・登校時を含む）。また、指示された使用が終了したら、帰寮まで（詰所生は詰所へ帰るまで）は、電源を切り、カバンにしまっておくこと。
- ④寮内での使用は、集団生活・共同生活を送る上で周囲に最大限配慮することとし、詳細については寮が定める。
- ⑤つとめ先における所持・携行・使用は禁止する。

## 5. (責任)

- ①携帯電話等の利用に関しては、保護者が管理・監督責任を負うものとする。
- ②携帯電話等の安全・安心な利用方法について、生徒・保護者間で十分に話し合うこと。
- ③携帯電話等の利用に係るトラブルや料金等については、学校・学寮は一切の責任を負わない。また、紛失・盗難・破損等についても、学校・学寮に明らかに過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。
- ④携帯電話等の保管・管理については、鍵付きのボックス・ロッカー等を利用するなど、個々の責任において保管・管理を徹底すること。

## 6. (違反)

- ①所持の許可を受けている者が携帯電話等の所持・使用等に関して違反をした場合は、回数に応じて学校の指導を受けなければならない。指導の詳細に関しては、別に定める。
- ②次に掲げる行為については、特別指導または、懲戒処分の対象とする。
  - ・ 考査における携帯電話等を使用した不正行為。
  - ・ ①に該当する違反が、4回以上あった場合。
  - ・ 許可を受けていない者の携帯電話等の所持や使用。
  - ・ 学校・学寮の教職員からの指導に従わない場合。
  - ・ 携帯電話等を通じての誹謗中傷や差別的発言やいじめ行為等。
  - ・ 他者や学校・学寮やその他関係機関・社会全般等に著しく不利益を与えるような書き込みや配信等。
  - ・ その他、学校・学寮が重大事象と認める行為。

## 7. (その他)

- ①この規則に定められていない事柄に関して、学校・学寮が必要と認めた時には、所持・使用の禁止・制限や指導など、適切な対応をおこなうことができる。
- ②この規則に改正の必要が生じた場合には、必要な手続きを経て、年度途中でも改正することができる。
- ③この規則にある「保護者」は、生徒が成人年齢に達した後も適用する。

## 誓 約 書

携帯電話等所持の許可を申請するにあたり、学校の規則に同意し、下記の事項を遵守いたします。万一、規則に違反するようなことがあれば、学校の指導に従います。

以上、誓約いたします。

### 記

1. 学校活動中においては、特別の許可のない限りは一切持ち込みいたしません。また、特別の許可を受け学校に持ち込む際にも、電源を切り指示があるまで取り出さず、一切使用いたしません。
2. 使用にあたっては、二部生としての本分を忘れず、法令や社会・学校のルール、公共のマナーを遵守します。
3. 所持にあたっては、交付された許可証を常時携帯いたします。
4. その他、すべてにおいて学校の定める規則を守り、指導に従います。

以上

令和 年 月 日

天理高等学校第二部

校長 西田 伊作 様

生徒氏名 (自署) \_\_\_\_\_

保護者氏名(自署) \_\_\_\_\_

※学校記入欄(記入しないでください)

許可番号	許可月日
-	-

生指部長印	寮主任印	学年主任印	担任印

天理高等学校第二部  
校長 西田 伊作 様

## 携帯電話等所持 許可 ・ 更新 願

(いずれかに○)

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番 (令和 \_\_\_\_年度入学)

生徒氏名 \_\_\_\_\_

宿 舎 \_\_\_\_\_

上記の者、携帯電話等の所持について、下記の申請内容に間違いのないことを認め、規則及び誓約書の内容を熟読し同意いたしましたので、許可くださいますようお願いいたします。

電話番号	-
通信キャリア(事業者)	au・Softbank・docomo・楽天 Mobile その他( )
フィルタリング契約	有 <input type="checkbox"/> (必ずご契約の上✓をご記入ください)
契約者の名義	本人      保護者 (該当する方に○印を記入)
所持端末の機種	

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

※電話番号等の個人情報は、学校における指導、及び、非常時の緊急連絡以外に使用することはありません。

※通話契約・フィルタリング契約がない端末の許可はできません。両方とも必ずご契約ください。

※別紙誓約書をよくお読みいただき、ご同意の上署名・押印をお願いいたします。

..... 切り取り(以下は、保護者の方がお持ちください) .....

### 携帯電話等の所持にあたって

携帯電話の所持にあたっては、必ずフィルタリングサービスをご利用ください。また、使用に際しては、つとめ・学業・寮(詰所)生活に支障が生じることのないよう、生徒・保護者間でよく話し合ってください。特にSNSの、利用については細心の注意を払い、すべてにおいて保護者の責任の下で使用させてください。本校では、料金・盗難等のトラブルに関しては、一切責任を負いかねます。

その他、詳細については、「携帯電話・スマートフォン等に関する規則」をご熟読ください。